

平成25年12月26日

## インターネットを用いたオンラインゲーム事業の紹介者を募集する 「株式会社ELICC JAPAN」に関する注意喚起

平成24年9月以降、インターネットを用いたオンラインゲーム事業の紹介者の募集に係る消費者からの相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査したところ、株式会社ELICC JAPAN（以下「E社」といいます。）との取引において消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為（断定的判断を提供すること）を確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

（注意喚起の要旨）

- E社は、「プロジェクトゼウス」と称するインターネットを用いたオンラインゲーム事業（以下「プロジェクトゼウス」といいます。）を創業しようとしている事業者であり、プロジェクトゼウスを消費者に対して広告宣伝する「イントロデューサー」と称する紹介者（以下「イントロデューサー」といいます。）を募集しています。
- E社は、イントロデューサーの募集を口コミによる勧誘で行っているところ、イントロデューサーは、消費者を勧誘する際に、「プロジェクトゼウスは必ず成功する。」、「イントロデューサーになるためには登録料を支払う必要があるが、オンラインゲームが始まれば、事業収益の一部を配当として受け取ることができるから、元は取れるし、必ずもうかる。」などと説明しています。
- また、E社は、イントロデューサーに勧誘された消費者に対して説明会を実施し、プロジェクトゼウスの内容を説明しているところ、説明会では、オンラインゲームは成長産業であることから、プロジェクトゼウスは必ず成功するかのように告げ、今イントロデューサーになれば、事業開始後、事業収益の一部を創業者利益として受け取ることができると説明しています。
- 実際には、プロジェクトゼウスは開始されていないため、その説明はプロジェクトゼウスの業績予測に過ぎませんが、E社は、将来において消費者が受け取る金額について断定的判断を提供して勧誘を行っていました。イントロデューサーからこのような断定的判断を提供されて勧誘を受けた際には、プロジェクトゼウスに関する説明は将来の予測であることを念頭に置き、慎重に判断しましょう。
- 「必ずもうかる」など将来において消費者が受け取る金額について断定的判断を提供した勧誘を受けた場合は、契約する前に消費生活センター等に相談しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室  
TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

# インターネットを用いたオンラインゲーム事業の紹介者を募集する 「株式会社ELICC JAPAN」に関する注意喚起

平成24年9月以降、インターネットを用いたオンラインゲーム事業の紹介者の募集に係る消費者からの相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査したところ、株式会社ELICC JAPAN（以下「E社」といいます。）との取引において消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為（断定的判断を提供すること）を確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

## 1. 事業者の概要

名 称	株式会社ELICC JAPAN
所 在 地	東京都千代田区外神田3-2-12 Box' R・Akiba3F
代 表 者	佐伯和信
資 本 金	300万円
設 立	平成24年6月15日

## 2. 具体的な勧誘事例

- (1) 友人（以下「甲」といいます。）<sup>(注)</sup> から連絡があり、突然、「ビジネスをやらないか。」という誘いを受けた。その時に、甲からは、「プロジェクトゼウス」という名称を告げられ、「とりあえずセミナーに来てみないか。」との話であったため、企業セミナーへの誘いかと思い、甲に参加の手配をしてもらった。
- このとき、インターネットでプロジェクトゼウスについて検索してみたが、プロジェクトゼウスに関係する会社の概要等は分からなかった。
- (2) セミナーの当日、事前に約束した待ち合わせ場所で甲と会うと、甲から、「セミナーに行く前に会わせたい人がいる。」と言われた。誰と会うのかと聞いても、「とにかく凄い人だから。」と言われるだけであり、その後、待ち合わせ場所近くの喫茶店に行くと、甲から店内で待っていた男性（以下「乙」といいます。）を紹介された。乙は、日本の経済状況、ネットビジネスに関する話をした後にE社の話をしたが、このときは、E社は新事業で成長を目指す会社であり、詳細はセミナーに参加すれば分かると言われていた。
- (3) セミナーの内容は、まず、日本の経済状況やE社の事業戦略について説明があり、その後、プロジェクトゼウスについて次のような説明があった。
- ・プロジェクトゼウスのオンラインゲームは、世界初の対戦型リアルマネーゲームであり、アジアを中心に展開する予定である。
  - ・事業を行うために必要なライセンスの取得申請をフィリピンで行っている。

- ・事業が始まった後は、イントロデューサーに事業収益の一部が配当される。
  - ・イントロデューサーになるためには登録料を払う必要がある。
- (4) セミナーの説明者は、「この事業は必ずうまくいく。」と断言していた。
- (5) セミナー終了後、甲と乙から会場近くの喫茶店で開かれるミーティングへの参加を促されたので、参加した。その場では、創始者の1人と紹介された人が、
- ・オンラインカジノは発展する事業である
  - ・登録料を払う必要はあるが、イントロデューサーになれば払った登録料以上にもうかる
- という趣旨のことを言った。具体的には、事業が始まったら月2万円の配当がもらえるから短期間で元が取れるということであり、甲も、「必ずもうかる。」「損はしない。」と言っていたので、後日、E社に登録申込書をファックスして登録料を支払い、イントロデューサーになった。このとき、契約に関する書類は、受け取っていない。
- (6) しかし、時間が経つにつれ事業が本当に成功するのか不安に感じ、また、自分の知人を勧誘することに抵抗を覚えたので、消費生活センターに相談した上で、解約の申入れを行った。申入れ後、E社に確認を取ったところ、E社は解約に応じ、支払った登録料は、数日後に全て返金された。

(注) 勧誘者については、「友人」以外にも、「会社の同僚」、「他の団体の説明会で知り合った者」、「SNSで知り合った者」といった「知人」である事例が多くを占めていました。

### 3. 事例の特徴

- E社は、口コミでイントロデューサーの勧誘を行っています。
- イントロデューサーは、勧誘の際、「プロジェクトゼウスは必ず成功する。」「イントロデューサーになるためには登録料を支払う必要があるが、オンラインゲームが始まれば、事業収益の一部を配当として受け取ることができるから、元は取れるし、必ずもうかる。」などと説明しています。

具体的には、プロジェクトゼウスが始まれば月2万円(平成25年6月以降は1万2000円)の配当が得られるため、登録料として支払った金額はすぐに回収できると説明しています。
- E社に登録申込書を送付し登録料を支払うことでイントロデューサーになると、自身の知人へこの事業を紹介していくこととなります。
- 消費者が解約・返金を申し出ると、E社は返金に応じます。

### 4. 当庁が確認した事実

- 当庁は、消費者安全法に基づき調査したところ、E社はイントロデューサーを統括していましたが、勧誘活動を適切に把握できていなかったことが判明しました。
- E社は、イントロデューサーとなる消費者が支払った登録料を原資としてプロジェ

クトゼウスの準備活動を行っています。

- プロジェクトゼウスは、現時点で開始していません。
- イントロデューサーは、勧誘に際して、「プロジェクトゼウスは必ず成功する。」「イントロデューサーになるためには登録料を支払う必要があるが、オンラインゲームが始まれば、事業収益の一部を配当として受け取ることができるから、元は取れるし、必ずもうかる。」と消費者に説明していましたが、上記のことから、これらの説明は、プロジェクトゼウスの業績予測に過ぎないにもかかわらず断定的判断を提供していたものであると判明しました。

## **5. 消費者の皆様へのアドバイス**

- 前記調査結果を踏まえると、E社のプロジェクトゼウスに関する説明は将来の予測に過ぎないので、それなりのリスクがあることを認識した上で、慎重に判断しましょう。
- 契約の内容が理解できない場合には、内容をきちんと理解できるまで、契約の締結や金銭を支払うことはやめましょう。
- 「必ずもうかる」、「毎月一定額の配当がある」等、消費者が受け取る金額について断定的判断を提供した勧誘には気を付けましょう。
- このような勧誘を受けたり、取引に不審な点がある場合は、各地の消費生活センター等に相談しましょう。

(参考) 最寄りの消費生活センターを御存知でない場合には、消費者ホットライン（電話番号 0570-064-370）に御電話ください。

(以 上)